

## 別記 3 - 1

# きのこ用ハウス整備型

### 第 1 事業の目的

きのこ産地において、ハウス等の資材費高騰による整備費の増加が、経営の圧迫や規模拡大を阻む要因となっている。そこで、担い手等がハウスや栽培棚を整備する際の費用の一部を助成することで、担い手の初期投資の軽減を図り、地域や産地を支える中核的な経営体を育成する。

### 第 2 事業の内容

担い手等が整備するきのこ用ハウスの取得費用の一部を予算の範囲内において助成する。

### 第 3 事業実施主体

#### 1 国庫補助事業活用

きのこ用ハウスの整備に活用した国庫補助事業の実施主体とする。

#### 2 国庫補助事業非活用

- (1) 認定新規就農者
- (2) 認定農業者
- (3) その他知事が認める者

### 第 4 補助対象経費等

#### 1 補助対象経費（事業費）

##### (1) 国庫補助事業活用

補助対象経費（事業費）は、国庫補助事業を活用して整備するきのこ用ハウス本体とその施工費及びその付帯施設並びに栽培棚を整備した経費とする。

##### (2) 国庫補助事業非活用

補助対象経費（事業費）は、きのこ用ハウス本体とその施工費及びその付帯施設並びに栽培棚を整備した経費とする。

##### (3) 共通事項

付帯設備は、きのこ用ハウス本体と一体的に整備する場合に限り散水設備や空調システム等栽培に要する設備・装置を整備することができるものとする。

なお、きのこ用ハウス及びその付帯設備の整備にあたっては、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び施設を設置する市町村の火災防止条例等に従うとともに、気象災害に強い施設づくりを進めるため、防災に配慮した構造、設置方法とし、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済又は民間の損害保険に加入しなければならない。

#### 2 補助率

##### (1) 国庫補助事業活用

補助率は補助対象事業費の 1/4 とし、補助率を乗じて得た金額のうち千円未満は切り捨てとする。

##### (2) 国庫補助事業非活用

補助率は補助対象事業費の1/3とし、補助率を乗じて得た金額のうち千円未満は切り捨てとする。ただし市町村等から補助対象事業費の1/3の助成（千円未満の端数は切り捨てとする）又は県と同額以上の助成を受けることが確実、又は確実であることが見込まれる場合に限る。

## 第5 事業実施の要件

- 1 補助対象経費はハウス1棟あたり300千円以上
- 2 事業実施主体は、交付決定後1年以内に美味しまね認証を取得すること。

## 第6 事業の実施手続き

本事業の実施手続きは、以下により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、交付要綱第4に基づき、交付申請を行おうとするときには、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（きのこ用ハウス整備型様式第1号）を添付し、住所地の市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体から実施計画書の提出があったときには、これを審査し適当と認めた場合は、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（きのこ用ハウス整備型様式第1号）を添付し、農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。
- 3 計画の変更  
事業実施主体は、交付要綱第5に基づき重要な変更を行おうとするときには、1又は2に準じて行い、その承認申請は変更承認申請書（様式第3号）に変更計画書（きのこ用ハウス整備型様式第1号）を添付して行うものとする。

## 第7 事業の報告

本事業の実績報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、交付要綱第8に基づき、補助金実績報告書（様式第6号）に実績報告書（きのこ用ハウス整備型様式第1号）を添付して提出するものとする。
- (2) 当該実績報告書は、第6の1又は2に定める事務手続きに準じ、速やかに提出するものとする。

## 第8 達成状況報告等

本事業の達成状況報告については、以下により行うものとする。

- (1) 事業実施主体は、事業実施した年度の翌年度から5年間、達成状況報告書（きのこ用ハウス整備型様式第2号）を毎年4月末までに市町村長へ提出するものとする。
- (2) 市町村長は、達成状況報告書の写しを毎年5月末日までに農林水産振興センター等を経由して知事に提出するものとする。

## 第9 事業の実施期間

令和3年度とする。